

高速取引行為を行う者の登録制等の導入に伴う「業務規程」等の一部改正について

平成30年3月2日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、業務規程等の一部改正を行い、本年4月1日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、本年4月1日に改正金融商品取引法が施行され高速取引行為を行う者の登録制等が導入されることに伴い、所要の対応を行うことによるものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

II. 改正概要

1. 高速取引行為に係る取引戦略の区分の明示

- 取引参加者が高速取引行為に係る呼値を行う場合には、その旨を、高速取引行為に係る取引戦略の別を区分して当社に対し明らかにするものとします。
- 顧客が高速取引行為に係る有価証券の売買の委託をする場合には、その都度、高速取引行為に係る取引戦略の別を取引参加者に指示するものとします。

2. 関連情報の提出

(1) 高速取引行為を行う者の商号、名称又は氏名が確認できる証拠の写し

- 高速取引行為を行う者は、高速取引行為を行う者としての登録等の完了後、登録等した者の商号、名称又は氏名が確認できる証拠の写しを当社に速やかに提出するものとします。

(2) 国内における代表者等の連絡先

- 顧客は高速取引行為を行う者としての登録等の完了後、国内における代表者等の氏名及び住所等を当社に速やかに届け出るものとします。

(3) 業務方法書等の写し

- 金融商品取引業者、登録金融機関又は取引所取引許可業者は、高速取引行為を行う者としての変更登録等が完了した後、業務方法書の写しを当社に遅滞なく届け出るものとします。
- 高速取引行為者として登録を行った者は、業務方法書並びに業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面の写しを当社に遅滞なく届け出るものとします。

(備考)

・ 業務規程第14条第1項第7号等

・ 受託契約準則第6条第1項第13号等

・ 受託契約準則第54条第1項、取引参加者規程施行規則第14条第1項第1号の3

・ 受託契約準則第54条第2項

・ 受託契約準則第54条第3項、取引参加者規程施行規則第14条第1項第1号の3

3. 注文管理体制等の整備

- ・ 取引参加者は、顧客の資力等を踏まえ、一定の時間における注文の数量又は金額の合計が一定の数量又は金額以上となる注文等の発注を防止するために適切と認められる制限を実施するものとします。

4. 受託に係る適切な措置

- ・ 取引参加者は、顧客から当社の市場における高速取引行為に係る有価証券の売買の委託を受けた場合には、当社が当該顧客に対して行う要請及び当社が日本取引所自主規制法人（以下「自主規制法人」といいます。）に委託した業務において自主規制法人が当該顧客に対して行う要請に当該顧客が応じるよう適切な措置を講じるものとします。

5. 高速取引行為を行う者に対する要請

- ・ 高速取引行為を行う顧客は、金融商品取引法第85条の5第2項の規定により自主規制業務とみなされた業務のうち、取引所金融市場における有価証券の売買の内容の審査に関する業務について、当取引所が当該顧客に対して行う要請に応じるものとします。

6. 審査のための資料等の請求

- ・ 当取引所が有価証券の売買等の審査を行うために必要があると認めた場合、高速取引行為を行う者に対し、口頭若しくは文書等による報告又は資料の提出を請求するものとします。

・ 取引参加者における注文管理体制に関する規則第4条第3号及び第6条

・ 取引参加者規程第25条の2

・ 受託契約準則第55条

・ 有価証券の売買等の審査に関する規則第4条第4項

Ⅲ. 施行日

- ・ 平成30年4月1日から施行します。

以 上